

全国建設工事業国民健康保険組合（重要事項説明書）

（令和7年度改訂）

全国建設工事業国民健康保険組合（以下、「建設国保」という。）は、全国の大工・鳶・土木・造園・左官・板金などの建設工事業に従事する仲間が集まって設立された、国民健康保険制度の一翼を担う国民健康保険組合です。

建設国保は、あなたが万が一のけがや病気になった時のために、日頃からみんなで出した保険料と国からの補助金でお互いに助け合い、あなたの健康生活を守るために、国民健康保険法（以下、「法」という。）その他の法令に基づいて運営されています。

この資料は、全国建設工事業国民健康保険組合の加入にあたり、加入について特にご確認、ご注意いただきたい重要事項を記載したものです。

加入申込みの前に必ずお読みいただき、内容をご了解していただいた上で、ご加入くださいますようお願いいたします。

組合員の範囲

- ・建設工事業に従事している方（但し、個人又は個人事業所に所属する方<注1>）は原則として<注2>誰でも組合に加入できます。なお、建設工事業従事者であるかどうかは、提出された書類内容をこちらで精査したうえで「建設工事業に従事する者の判定基準」に沿って判定します。<注3>
- ・また、建設工事業が主たる事業（主に生計をたてている事業）であることが必要です。その判定は当組合で設定した「主たる事業の判断基準」に基づき事業収入等を確認して行いますので、他の事業所等のある方は、確定申告書等の客観的証拠書類の提出をお願いします。

注1 法人事業所及び常時5人以上の従業員を使用する個人事業所に所属する方は加入できません。

注2 再加入は、過去の加入履歴によって判断することがありますが、新規加入については、上記以外に特別な加入要件はありません。

注3 次に掲げる業種の方は加入できません。

宅地・建物取引業、不動産業、不動産鑑定士、土地家屋調査士、測量業、販売業（建築材料販売・電気製品販売・機械器具販売等）、建設機械器具のリース業、産業廃棄物処理業、木材の伐採・造林業、草刈り、樹木等の剪定・庭木の管理、情報通信業（映像・インターネットサービス配信等）、製造業（木製品・家具製造等）など

家族の範囲

- ・ 組合員と同一の世帯に属する75歳未満の方は下記の例外<注1>を除き家族として加入していただきます。

(※学生で修学のため組合員と世帯が異なる場合も、家族として加入することができる場合があります。(届出が必要です))

注1 次に掲げる方は家族として加入できません。

- ・ 組合員と同一の世帯ではない方
- ・ 組合員と同一の世帯であっても以下の方は家族となれません。

健康保険の被保険者とその被扶養者、船員保険の被保険者とその被扶養者、各種共済組合の組合員とその被扶養者、後期高齢者医療広域連合の被保険者、生活保護法を受けている世帯に属する方、他の国保組合の被保険者、その他特別の事情がある方で厚生労働省が定める者。

加入申込み

- ・ 組合に加入しようとする方は、所定の加入申込書に、世帯全員の記載がある省略されていない住民票を添付するとともに、業種等に係る証明書類を添付しなければなりません。

変更の届出

- ・ 加入申込事項に変更があったとき<注1>は、**14日以内**に変更後の事項を記載した書面をもってその旨を組合に届け出なければなりません。

注1 既に組合に加入している個人事業主・一人親方が法人を設立した場合または個人事業所の従業員が5人以上になった場合、年金事務所に対し以下の手続きをすることにより、組合の資格を継続することができます。

- ・ 事実の発生から5日以内に「厚生年金保険被保険者資格取得届」を提出すること。
- ・ 事実の発生から14日以内に「健康保険被保険者適用除外承認申請書」を提出すること。

法人化を検討されている場合、従業員が5人以上になる場合は、必ず事前に組合へご相談ください。

脱 退

- ・ 脱退される組合員の方は、脱退届とともに資格確認書又は資格情報のお知らせを速やかに組合に返還していただきます。
- ・ 建設工事業が主たる事業（主に生計をたてている事業）に該当しなくなった時には組合員の資格を喪失します。

除 名

- ・ 次の各号の一つに該当する組合員の方は、理事会の議決によって除名されることがあります。
 - (1) 正当な理由がないのに、保険料の納付期日後 3 カ月を経過したにもかかわらず、保険料を納付しない場合。
 - (2) 法の規定による届出をせずに、又は虚偽の届出をした場合や加入申込みの際に虚偽の事項を記載した申込書を提出した場合。
 - (3) 正当な理由がないのに法第 113 条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合。

一部負担金

- ・ 医療機関等の窓口で「マイナ保険証」又は「資格確認書」を提示した場合の自己負担分は次のとおりとなっています。(70 歳以上の方は高齢受給者証の提示も必要となります)

 - (1) 6 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日の翌日以降であって、70 歳に達する日の属する月以前である場合 (6 歳～69 歳まで) 10 分の 3
 - (2) 6 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日以前である場合 (義務教育就学前) 10 分の 2
 - (3) 70 歳に達する日の属する月の翌月以降である場合 (次号に掲げる場合を除く) 10 分の 2
 - (4) 70 歳に達する日の属する月の翌月以降のうち現役並み所得者の場合 10 分の 3

現金給付

- ・ 次の各号に該当する場合、申請により現金給付が受けられます。
 - (1) 被保険者が出産したとき 500,000 円
(産科医療補償制度未加入の場合 488,000 円)
 - (2) 被保険者が死亡して葬祭を行ったとき 組合員 100,000 円・家族 70,000 円
 - (3) 組合員が入院して仕事を休んだとき 1 日につき 4,500 円
(連続 4 日以上入院で、入院 1 日目から 5 年間で 90 日まで)
 - (4) 組合員が出産で仕事を休んだとき 1 日につき 4,500 円
(産前 30 日、産後 60 日まで)

※ (3)(4)については、加入後 3 カ月を超えないと現金給付が受けられません。

保 険 料

- ・ 保険料は、下記の組合員の種別及び年齢区分により賦課します。具体的な保険料額については、「わが家の健康便利帳」をご覧ください。
- ・ 賦課期日は毎月 1 日とし、毎月末日まで納付していただきます。<注 1>

注 1 保険料を滞納すると、督促手数料及び延滞金の加算・徴収など厳しい措置をとることがあります。

〔種別保険料区分〕

| 種 別 | 階 層 | 区 分 内 容 |
|-------|-------|-----------------------------|
| 第 1 種 | 法人事業主 | ※新規加入はできません |
| 第 2 種 | 法人従業員 | 現在、加入されている法人事業所に新たに使用される従業員 |
| 第 3 種 | 個人事業主 | 従業員を使用する個人事業所の事業主 |
| 第 4 種 | 個人従業員 | 個人事業所に使用され賃金の支払いを受ける従業員 |
| 第 5 種 | 一人親方 | 従業員を使用しない事業主で賃金の支払いは受けていない方 |

〔年齢別保険料区分〕

| 年 齢 区 分 | | 区 分 内 容 |
|---------|---------------|--|
| A 区分 | 20 歳未満 | 平成 17 年 4 月 2 日生れ以降 |
| B 区分 | 20 歳以上 30 歳未満 | 平成 7 年 4 月 2 日生れから平成 17 年 4 月 1 日生れまで |
| C 区分 | 30 歳以上 40 歳未満 | 昭和 60 年 4 月 2 日生れから平成 7 年 4 月 1 日生れまで |
| D 区分 | 40 歳以上 55 歳未満 | 昭和 45 年 4 月 2 日生れから昭和 60 年 4 月 1 日生れまで |
| E 区分 | 55 歳以上 65 歳未満 | 昭和 35 年 4 月 2 日生れから昭和 45 年 4 月 1 日生れまで |
| F 区分 | 65 歳以上 | 昭和 35 年 4 月 1 日生れ以前 |

罰 則

- ・組合は、組合員の方が法の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その方に対して 10 万円以下の過怠金を課することができます。
- ・組合は、組合員又は組合員であった方が、正当な理由なしに法の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10 万円以下の過怠金を課することができます。
- ・組合は、偽りその他の不正の行為により保険料、一部負担金及び過怠金の徴収を免れた方に対し、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過怠金を課することができます。

個人情報

- ・組合は「個人情報保護に関する法律」等に沿った取り扱いをして、皆さまの個人情報の厳重な保護と管理に努めています。

加入履歴

- ・保険料滞納等による除名者や無資格判定者の再加入を未然に防止し、適正な管理をするため、加入履歴の確認を行います。

資格調査の届出等への協力義務

- ・ 組合は、認可庁の指示等に基づき、組合員（被保険者）の皆様の加入資格を定期的に又は随時調査します。その場合は、求められた資料等を速やかに提出するなど、当該調査に誠実にご協力ください。

マイナンバーの届出等への協力義務

- ・ 平成28年1月よりマイナンバー（個人番号）制度が開始されました。組合は法令に基づいた事務を行うことから、組合が依頼したときにはマイナンバーの記入及び確認書類を提出していただくこととなります。同時に身元確認（本人確認）のための証明書類の提示・提出が必要となります。

他事業所保有又は所属の有無

- ・ 建設工事業が主たる事業（主に生計をたてている事業）であるかどうかを確認するため、加入する建設工事業の事業所等の他に事業所等を保有又は所属している場合等には、その申告が必要であり、その際には確認に必要な書類の提出にご協力ください。
- ・ 法人事業所を保有している方や法人事業所に所属している方は加入の対象外となります。

ご提出いただいた書類で加入審査をさせていただきます。加入審査等により加入をお断りする場合があります。